

掛川市条例第8号

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、費用弁償、勤務時間及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与の種類)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）には給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当を、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）には報酬及び期末手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号。以下「給与条例」という。）第3条第1項に掲げる給料表（以下この条において「給料表」という。）によるものとし、当該職員の職務と類似する職務に従事する一般職に属する常勤の職員（以下「一般職常勤職員」という。）に適用される給料表を適用する。

2 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、当該職員の職務と類似する職務に従事する一般職常勤職員の属する職務の級に決定する。

3 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い決定する。

4 任命権者は、特別の事情により前3項の規定により難しいときは、これらの規定にかかわらず、その給料月額を掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表に掲げる7号給の給料月額を超えない範囲内で別に定めることができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、一般職常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当等)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、一般職常勤職員の例により支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を

「基準日」という。)にそれぞれ在籍するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上の者に限る。）に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日）に支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額、支給割合及び在職期間の算定方法については、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第7条 フルタイム会計年度任用職員の給与の減額については、一般職常勤職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、休暇により勤務しない場合の給与の減額については、規則で定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の退職者の給与）

第8条 フルタイム会計年度任用職員が退職にされたときの給与は、給与条例第37条第2項及び第3項に規定する場合を除き、一般職常勤職員の例により支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額）

第9条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、月額で定める。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料及び地域手当の合計額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額を時間額で定める場合は、前項の額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

4 任命権者は、特別の事情により前3項の規定により難しいときは、これらの規定にかかわらず、任期付職員条例第7条第1項の給料表に掲げる7号給の給料月額を超えない範囲内で別に定めることができる。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務等に係る報酬）

第10条 前条に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員には、規則で定めるところにより、一般職常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第11条 第6条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の退職者の報酬）

第12条 パートタイム会計年度任用職員が退職にされたときの報酬は、給与条例第37条第2項及び

第3項に規定する場合を除き、一般職常勤職員の給与の例に準じ規則で定めるところにより支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第13条 パートタイム会計年度任用職員が勤務のために当該職員の住居と勤務公署との間を往復した場合及び公務のため旅行した場合には、それらの費用を弁償する。

2 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の額は、一般職常勤職員の通勤手当及び旅費の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法については、規則で定める。

(給与からの控除)

第15条 法第25条第2項の規定に基づき、次に掲げるものは、会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 職員の互助会の会費
- (2) 法第53条に基づき登録を受けた団体はその運営のため職員から徴収する経費
- (3) 団体扱いに係る各種保険料
- (4) 団体契約に基づく預貯金
- (5) 職員相互間の親睦を目的とする会の会費

(会計年度任用職員の給与の特例)

第16条 任命権者は、第2条から前条までの規定にかかわらず、全国的に統一して定められた基準に基づき給与を支給する必要がある会計年度任用職員の給与について、別に定めることができる。

(会計年度任用職員の勤務時間及び休暇)

第17条 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇は、一般職常勤職員の例に準じ規則で定める。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。